

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興
活用する場面	VII「活動に必要な物品を整備などしたい」場面
事業・制度の名称	鳥獣被害防止総合対策
趣 旨	鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、市町が作成する被害防止計画に基づく取組み等を支援する。
実施主体	市町鳥獣害防止対策協議会(市町に設置)
支援対象事業	<p>1 ソフト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制整備(協議会等) ・個体数調整(捕獲機材、狩猟免許講習会等) ・被害防除(研修会等) ・生息環境管理(緩衝帯等) <p>2 ハード事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止施設(侵入防止柵等) ・処理加工施設
採択要件、補助要件	市町において、被害防止計画を作成していること
補助率、補助限度額等	<p>1 ソフト事業 原則1/2以内</p> <p>2 ハード事業 原則1/2以内(侵入防止柵の自力施工は資材費相当の定額)</p>
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	市町鳥獣害防止対策協議会の要望を市町が取りまとめて、県に申請。県は国に申請し採択決定。
最近の実績	平成23年度採択－13市町協議会、24年度採択－15市町協議会
県の担当窓口	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室 鳥獣害対策係 内線2554 FAX 089-912-2564
関係省庁、団体等	農林水産省
関係URL	